巻 頭 言

ポジティブ思考

次世代製剤開発チーム長
犬丸　茂樹
INUMARU, Shigeki

遺伝子組換え実験計画の審査に関わっていると、法律とは難しいものだと思う。まず、言葉の意味が一般的常識とは違うことがある。例えば“生物”。“カルタヘナ法”では“生物”とは、「核酸を移転し又は複製する能力のある細胞等、ウイルス及びウイロイド」であるが、ヒトの細胞等や自然条件において個体に生育しないものは除外されている。従って、動植物の個体や配偶子、動物の胚や種芋などは生物だが、培養細胞や動物の組織、種なしの果実などは“生物”ではない。これは、これらのものが生物の多様性に影響を与えることがないからである。さらにヒトの個体や配偶子、胚も“生物”として扱わない。これはヒトを他の動植物と同列に扱うことは出来ず、別の規制の対象となるべきものだからである。また、法令は、法律・政令・省令・告示が階層構造をなしており、知りたいことがなかなか分からない。私などは物覚えが悪いので同じことを何度も調べ直さねばならないうえ、その度にどこに出ているのか探し回ることがしばしばである。遺伝子操作を伴う研究は生物学の基礎研究から産業利用のための実用化研究まで広い範囲にわたり、多くの研究者や技術者、学生等がたずさわる。そのため文部科学省では手続きに従って安全に実験を進めてもらうため、充実したホームページを作り、様々な解説書、マニュアル、パンフレット、情報提供を行っている。これは大いに助かるが、それでも少し変わった実験内容になるとすぐには正解が分からないこともある。また、法令化の過程で当初意図したものとはニュアンスの異なる規制が生じたり、明確に規定できない事例などが生じたため、ポジションペーパーという形で新たな注釈が加えられたり、それまで認識されていなかった規制があることが明らかになったりすることがある。遺伝子組換え実験に関してはこのような状況の中でコンプライアンスを考えることになる。

コンプライアンスについてはいろいろな解釈があるようだが、昨今巷をにぎわせたいろいろな事件を見ても、一般的には法令遵守だけでなくモラルも遵守することが求められている。幸い遺伝子組換え実験の場合、月並みだが実験管理者や実験従事者は、文科省のホームページなどで最新の情報の入手に努め、不明な点は文科省の担当部署に問い合わせるなどして定められた手続きを執り、施設等のハード面だけでなく日々の実験の開始から後片付けまでのソフト面も、定められている拡散防止措置に従って行うことでコンプライアンスを満足することが出来ると思う。たしかに時間も手間もかかるし、面倒だし、時に腹立たしい思いもされるだろうと思うが、少なくとも自分勝手な解釈をすることはいましめるべきである。とるべき措置をとれば安心して実験が出来る。鬱陶しい、面倒だ、とネガティブに考えがちなところを、気持ちよく仕事が出来る雰囲気を作るものとしてポジティブにとらえたい。

とげとげしい雰囲気が充満する中では、良い仕事は生まれにくいだろう。ポジティブ思考の発想転換作戦は組換え実験に限らず結構効果があるのではないかと思う。